

第55期 第6回

開催年月日 令和8年5月27日

開催場所 高知労働局 別館会議室（301）

- 議題
- 1 審議会運営規程及び会議公開要綱について
 - 2 今後の審議会の運営について
 - 3 その他

出席委員数

公益代表 3名

労働者代表 4名

使用者代表 4名

次回本審開催予定日 令和8年6月30日

〔開会〕 午前9時29分

会 長 　　ただ今から、第55期第6回高知地方最低賃金審議会を開催します。
　　まず事務局から、本日の会議の定足数の報告と、出席者の紹介をお願いします。
　　ます。

賃金室長 　　本日は、公益委員3名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の合計
11名の委員に出席していただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に
定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していること
を報告します。

　　次に、第55期の審議会委員のご紹介をさせていただきます。

　　お手元の資料の1ページ、委員名簿をご覧ください。

　　本年度は、委員の交代はございませんでしたので、皆様方におかれまして
は、前年度に引き続き、よろしく願いいたします。

　　続きまして、人事異動で事務局の職員が交代しておりますので、資料の2
ページ、事務局名簿の順に紹介いたします。

　　高知労働局長の池田でございます。

　　労働基準部長の中原でございます。

　　賃金室長と補佐は変わりません。

会 長 　　それでは、本年度の審議会の開催にあたりまして、池田高知労働局長から

挨拶があります。よろしくお願いいたします。

局 長

高知労働局の池田でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から高知労働局の行政運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜りまして、改めて御礼申し上げます。

第55期の審議会委員の皆様方におかれましては、今期2年目につきましても、何卒よろしくお願いいたします。

昨年度、高知県最低賃金は大幅に引き上げられまして、1,023円となりました。

高知県におきましては、今後、一層の経済の活発化が期待されているところでございますが、相次ぐ物価高騰とあわせまして、賃金引上げ等によるコストの価格転嫁の停滞、また、人手不足などの不安材料などもありまして、注意する必要があると思っております。

高知県内の景気動向としましては、令和8年3月の雇用失業情勢におきまして、有効求人倍率は1.10倍と前月に比べまして0.05ポイント下回っているものの、新規求人数は増加しておりまして、改善の動きにやや弱さがみられ、今後の動向に注意する必要があります。

また、日銀高知支店が5月15日に発表した高知県金融経済概況によりますと、「高知県の景気は、緩やかに持ち直している。」ということでございます。

先行きについては、「穏やかに持ち直していくとみられる。」というコメントがございます。「ただし、①コスト上昇と価格転嫁の動向、②人手不足の影響と賃金の動向、③中東情勢・海外経済の動向の影響等について、注視していく必要がある。」ということも発表されております。

政府におきましては、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によりまして、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。」という目標を立てております。

「生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。」という方針を具体化する中、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしますが、今年度の最低賃金の改定について、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今日も雨模様となっております。もうじき梅雨を迎えまして、そのあとには暑い日々が続くこととなります。

皆様方には、お身体に十分気を付けていただきますよう、お願いしまし

て、今年度の審議会の開催にあたりまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。

次に、本審議会の運営規程及び会議公開要綱につきまして、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料の3, 4ページに運営規程、5, 6ページに公開要綱がございます。
運営規程は平成27年5月施行、直近の修正が令和4年6月に行われております。公開要綱は平成23年4月施行、本年3月に修正されております。
昨年度に続き、本年度もこの運営規程と公開要綱に則って議事の運営等をお願いいたします。

会 長 ただ今の事務局説明について、何かご質問がございますか。

— 意見なし —

会 長 特になければ、本年度もこの運営規程と公開要綱によって、議事運営等を行うことといたします。

会 長 次に、今後の審議会の運営について検討したいと思います。
審議会運営規程第3条に「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされております。例年今後の運営等については、運営小委員会を設けて協議しているところです。
今年度につきましても、運営小委員会を設けることとして、早速ですが、本日、本審議会終了後に引き続き開催したいと思います。いかがでしょうか。

— 異議なし —

会 長 それでは、本日本審の終了後、運営小委員会を開催いたします。
運営小委員会は、従来から公労使各側2名で構成しておりますので、公益は、私と上村委員で担当したいと思います。
労使各側は委員2名を決めていただきたいと思います。
まず、労働者側からお願いします。

西原委員 私、西原と丸山委員が担当します。

会 長 では、使用者側お願いします。

沖田委員 井戸委員と私、沖田で担当します。

会 長 わかりました。担当の委員は、引き続き出席をお願いします。

なお、運営小委員会につきましては、第5回審議会におきまして、非公開とすることが決定されておりますので、ご了承ください。

次に、資料の7ページにあります令和7年度の審議状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 昨年度は第55期の1年目でしたので、本審は第1回からの開催となりました。

第1回本審は5月28日に開催され、本審終了後、運営小委員会が開催されました。

第2回本審は例年より少し遅く、7月18日に開催され、高知県最低賃金改正決定の諮問が行われました。

同日公示しました、関係労使の意見聴取につきまして、2名の方から申出があり、8月4日の委員全員協議会で意見聴取が行われました。

同じく8月4日、第3回本審が開催され、中央最低賃金審議会における審議の状況説明と、特定最低賃金の改正の申出に係る説明が行われたのち、第1回専門部会が開催され、労使の基本的主張がなされました。

8月5日の第2回専門部会において、中央最低賃金審議会からの目安の伝達がなされ、その後、金額審議を重ねて、8月29日の第9回専門部会において、公益委員見解による採決がなされた結果、全会一致での結審となり、即時答申される運びとなりました。

その後、審議会の意見に対する異議の申出があり、9月17日の第4回本審において、異議申出に対する審議と答申が行われました。

改正最低賃金額の官報公示後、12月1日に改正された高知県最低賃金が発効となりました。

本年3月12日に、第5回本審が開催され、特定最低賃金に係る意向確認が行われております。

会 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見はございますか。

— 意見なし —

会 長 昨年度の審議状況等を参考にしまして、運営小委員会で、今後の運営について検討することとしたいといたします。

— 異議なし —

会 長 次に、次回第7回審議会の公開についてですが、高知労働局長からの高知県最低賃金改正決定についての諮問及び運営小委員会の報告が行われる予定です。

特段非公開とする理由はないと考えますが、いかがでしょうか

— 異議なし —

会 長 異議がございませんので、次回第7回審議会は公開とします。
事務局には、公開への対応をお願いします。
それでは、その他についてです。

まず、事業場の実地視察ですが、この場で委員の皆様のご意見をお伺いして、それをもとに、運営小委員会で詳細を協議することとし、その結果を次回本審で報告して、再度皆様に諮りたいと思います。

まず、この本審で皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、実地視察の実施などについて、何かございますか。

— 意見なし —

会 長 それでは、実地視察の詳細については、この後の運営小委員会において協議を行い、その結果を次回本審に報告したいと思います。

次に要請についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料10ページをご覧ください。

令和8年5月20日付けで高知労働局長及び高知地方最低賃金審議会長あてに提出された全労連四国地区協議会からの要請書です。

こちらの11ページのほうに、最低賃金に関して、

1 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1700円以上とすること。

また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行うこと。

2 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性

向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援（賃金補助・社会保障減免等）を行うこと。

また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのかを明らかにすること。

さらに、昨年度までの業務改善助成金等の最低賃金引上げ支援策の利用状況も含め、明らかにすること。

3 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4 審議会及び専門部会を全面的に一般公開すること。

また、審議会・専門部会（2者協議も含め）の議事録を遅滞なく公開すること。

5 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

6 最低賃金制度を全国一律制度にするとともに、地方最賃審議会の制度改正も進めること。

制度改正までの間は、地方審議会の改定時期を全国統一とし、地方毎に改定時期を変更しないこと。さらに、公益・使用者・労働者各委員の立場を対等平等とし、改定額は3者協議の場で決定する方式を堅持すること。

以上の要請がありましたので報告します。

なお、このような要請があったことにつきましては、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会にお伝えする旨回答しております。

会 長 ただ今の事務局の説明で何かご意見はありますでしょうか。

沖田委員 確認しておいてもらいたいことがあるんですが、要請書に1, 500円について、高市首相が反故にしたと明確に書かれているんですけども、この事実があるかどうか確認していただきたいと思います。

1, 500円が残っているという話をしているところもありますし、高市首相が1, 500円についてあまり発言していない。本当に反故にされているということであれば、今後の審議のあり方にも影響していくことだと思います。

それから、その下の4行目に、公益委員を除外して、改定額を決定するような状況が発生しているという一文があるんですが、こういう事実があるのか、どこの県で発生しているのかということもできれば確認していただきたい。

今までの決定状況を見ると、使用者委員の意見が全然通らずに使用者委員が退席して決定するという、我々としたら使用者委員の意見が除外されていて、公益委員が主導して決めているというイメージがあります。

公益委員なしに最低賃金が決定するという状況があるのかどうかは、非常に興味がある。相当公益委員の方は苦勞されていると思う。どういう県で発生してるのか、法律的に許されるのかという思いもあるので、この辺りの事実関係も確認していただけたらと思います。

これは要請書なので、絶対的なものではないと思うんですが、感覚的に知っておきたいという思いがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

会 長 そのほかになれば、次へまいります。
 業務改善助成金の申請状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料12ページをご覧ください。
 今年の4月末現在の状況ですが、令和7年度の申請件数は189件、交付決定件数は149件となっております。交付決定金額は現在確認中です。
 賃金の引き上げ及び企業の生産性向上に繋がる助成金になりますので、本
 年度も一層の周知と利用勧奨を行っていきたいと思います。
 現在、時期は未定ですが、高知県と合同で県下4か所程度での説明会を予
 定しております。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何か質問等はございますか。

— 意見なし —

会 長 以上をもちまして、本日の審議内容はすべて終了しましたので、閉会とさ
 せていただきます。
 運営小委員会へご出席の委員の方は、引き続き、この場での開催となりま
 すので、準備の間、少しお待ちください。

[閉会] 午前9時48分